

ポイント

(農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更 (案))

農業信用保険業務の保険料率について、以下の変更。

- 農業施設資金、農家経済安定施設資金及び農家生活改善資金の保険料率について、約 2 割の引下げ。平成 3 1 年 4 月 1 日から施行。
(※ 資料 3 (農業信用保険料率算定委員会の結果) も御参照ください。)
- 優遇料率の廃止。平成 3 2 年 4 月 1 日から施行。
(借入者の信用リスクに応じた保険料率を導入する方向。)
(※ 資料 5 (借入者の信用リスクに応じた保険料率の導入 (検討の状況)) も御参照ください。)
- 災害特例保険料率について、基金協会が行う保証料率の引下げに応じて変動させる等の見直し。平成 3 1 年 4 月 1 日から施行。